

台湾農村の漢族家族

植松 明石

一九七六年（昭和五十一年）、思いがけない機会があった。台湾漢族の調査をはじめることになった。それまでずっと調査研究してきた沖縄は、中国、殊に南部の福建省と歴史的に関係深く、文化的に比較すべき事柄が多く興味深く思っていたが実施の機会が仲々なかった地域であった。

台湾は日本と非常に近い。沖縄の最西端与那国島から晴れた日には台湾が見えるし、殊に第二次大戦終了までの約五十年間は日本の植民地であった。大戦中沖縄の八重山では多くの人々が米軍の空襲をさけて台湾に疎開した。台湾に職を求める若者も多く、石垣港から船に乗ると台湾北部基隆港が近かった。

漢族が台湾に移住してくる以前、台湾には独自の言語や文化をもつ多くの原住民が生活していた。一七世紀なかば、ヨーロッパ諸国が、植民地を求め世界に進出したその波の中で、台湾はオランダに支配されることになった。そ

の頃、中国大陸でも南部の福建省や広東省の漢族が大量に海外に移住しはじめていた。当時、中国はそれまでの明朝が清朝に滅ぼされ混乱していた。明の遺臣鄭成功（父鄭芝龍。海賊の頭目。母は日本人。平戸の人）は、一六六一年台湾を攻めてオランダ人を追い払い、台湾を「反清復明」の基地とした。しかし、その後清朝は軍を送って鄭氏一派の台湾支配をやぶり、台湾は清朝の支配におかれることになった。こうした経緯を経て台湾各地に中国南部からの漢族が移住開拓し、原住民を山地に追って、自らは土着していった。

日清戦争の結果、台湾は日本の植民地となったが一九四五年、日本の敗戦によりその支配は終り、中国共産党にやぶれ大陸を追われた蒋介石国民党一派がやってくる。人々は祖国復帰（光復）であるとして大変よろこぶが現実には国民党による一党支配であったから、人々を全く幻滅させ

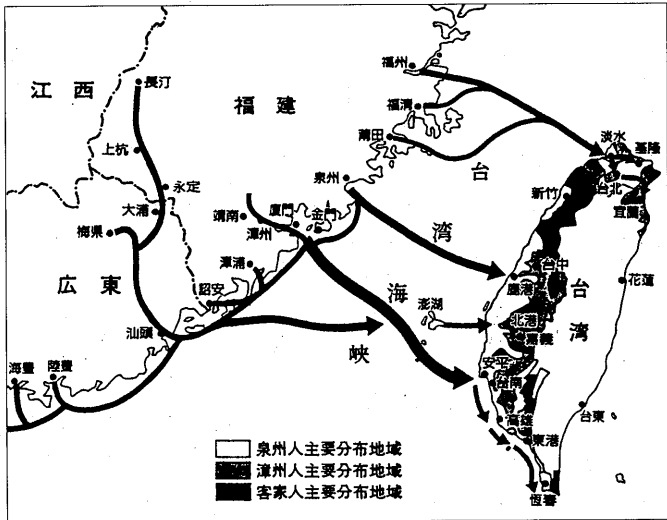
た。これまで台湾に住んでいた漢族は本省人、国民党にしたがって大陸各地から台湾にやってきた漢族を外省人と呼んで区別し、少数(約十三%)の外省人の政治的支配の下に本省人はおかれることになった。そして、半世紀を経た一九九六年によく直接選挙

表1 現代台湾の人口比率

台湾省籍	閩南人	73.3%
	客家人	12%
	原住民	1.7%
大陸各省籍	外省人	13%

黄宣範《語言・社會與族群意識》1993年。

による本省人李登輝が総統に選ばれたことになった。
 図1に示すようにに中国大陸から台湾への移民は、主に大陸南部からであるが、重要なのは彼らの出身地で、それは彼らの言語がおおざっぱに云えば中国語であるが、日常話す言語は方言で、この下位方言は互いに通じ合わない。福建省からの泉州人、漳州人らは、主として閩南語(福佬語)を、広東省の梅県、海豊からの人々は客家語を話し(約十二%)、主として台湾北部の桃園、新竹、苗栗の各県と南部の屏東県などに居住、閩南語を話す人々が(約七十三%)他地域の大半に居住している。さらに多くの部族からなる原住民はそれぞれ別の言語をもち、さらに五十年前にやってきた外省人は北京語を話すという状況にある。加えてかつての日本の植民地時代には、日本語が国語として教育され、今度は国民党の時代になって北京語が国語として教育



笠原政治・植野弘子編『台湾』1995。

図1 大陸から台湾への移民

されてきた。このようなことから出身地による言語の相違に加えて、若い世代は北京語、老人の中には日本語を話す者があるというように、移住史の背景に政治状況が多くの問題をなげかけている。

台湾北部の村の私の調査は親切な村人のおかげで楽しく経過し、時間がある限り毎年おこない、その度に新しい知識が与えられ、問題を追求してきた。そして現在まで二十五年間もあきることなく続けてきた。これから述べるのはこの台湾北部農村新竹県C鎮A里の場合をとおして人々の生活の一端を知ってもらいたいということにある。

最初調査を行ったこの村は、中国語の下方方言の客家語を用いる客家人の村であった。鎮は日本でいえば郡、里は村にあたる。漢族の村は、一村すべて一つの姓でなりたつ単姓村と複数姓の複姓村がある。姓は日本と異なり自己の出自をものがたるもので、父系社会である漢族の場合、同姓は同じ父系の先祖をいただく者ということになる。「同姓不婚」という原則があり、同じ姓の者同志は結婚できない。これはかなり守られていて、私がお世話になったCさんの場合、三百組ほどの死者夫婦の中で、同姓婚は一例であつた。また、言語、習慣上から、客家間の通婚が一般であつた。

A里は複姓村で（約三百戸中、三十七姓）あつた。しかし里の下の位（字）の単位でいえばひとつの郷すべて一姓という例はある。（A里のR姓七十三戸は同一郷の住民であつた）

日本の伝統的な家族といえは、先ず一組の親夫婦と子夫婦とその子の三世代直系家族を考える。現在は核家族その

他様々な形態があるのだが、それらは居住、生計、家産、子や老親の養育や扶養、祭祀など、様々の機能を共有する社会的単位ということとして考えられるのだが、漢族の場合家という単位は、日本人と似ているが様々の点で異なっている。

生活空間

台湾農村の漢族の家屋基本配置は図2のようになる。現在は立体化など様々の変化がみられる。

(A) は最も簡単な型。中央の正庁には祭壇があり、神々や祖先の位牌が安置される。祖先の写真や来客用の椅子、テーブルがあり、一族の共有する部屋である。死者はこの部屋で死を迎える。正庁の左右の部屋（房）は台所、寝室などである。

(B) 家族の人数がふえると、左右に部屋をふやす。

(C) さらに人数がふえると、直角方向に多くの部屋をもつ護龍をつくり、次々に護龍を増加させ、敷地の広さのよつて上に階をのぼしたり、近くの屋敷地に建てたりする。

以前は多く日ばし赤煉瓦作りで、窓は小さく薄暗い空間で、夏は涼しい。房には寝台や家具がおかれ、普通夫婦単位の空間である。台所の熱源は、薪の他プロパンガスが一般である。薪を用いる大きなカマドでは常に大鍋に湯がたぎり、食物を蒸してあつたためたり、飲用、浴用などに用いられる。冷たいご飯を好まない台湾で電気釜は現在農村の

地主であった大きな廟の小作人になりこの地に住むようになった。廟の小作人には住居が与えられ、その房に多くの小作人がすむようになっていた。Tさん五兄弟の中、三兄弟が小作人となってこの護龍に分居した。第二次大戦が終了し日本は撤退、まもなく日本と同様台湾も農地解放がおこなわれたが、Tさんの地主の廟はこれをのがれ、今もなお地主をつづけ、旧小作人は水田の耕作権と、家屋・屋敷地の居住権を所有し今日に至っている。そしてこの大きな小作人用家屋には、一九七八年当時Tさん三兄弟の四世帯と、他の小作人福建人のYさん（十二世帯）が住んでいた（現在Yさんは十六世帯百人余）

居住状況

事例1

T姓でこの廟の小作人になったのは、十七世第二子、第四子、第五子の三人でこの第二子、第五子がこの小作人用家屋に住み、第四子は同屋敷内の別宅に住んでいる。

第二子（N）には四人の男子があり、そのうち長男、三男は農業を営み、小作人用家屋に住み、他の子らは農業につかず別地に住んでいる。（二男は他家に入夫、四男は商業）。第二子（N）の妻はすでに死亡して、（N）はカマド分け（財産分割）し、家屋を長男（K）と三男（W）に分け、自らは三男（W）の家屋に住み、食事は長男（K）の家で食べ、他の二人の子らは、事ある毎に費用を出し

た。数年後（N）は死亡した。

現在、（N）の長男（K）の妻も死亡、カマド分けはしていないが、（K）は長男の妻とその子と同食し、同屋敷内の別家屋に住んでいる。その長男は仕事上、他市に住んでいる。

T姓（十七世）第五子（C）さんの場合、一九七八年当時の世帯は図5のような構成であった。

十七世親夫婦（Cさん夫婦）と、その二男夫婦とその子（五人）、五男の夫婦とその子（一人）それに台北に住むサラリーマンの長男の子（一人）、婚出した娘とその子（二人）。娘の夫が海外赴任のため。（私はこの家に世話になった）。

長男、三男、四男は遠方に住み、五男は同居であるが遠方勤務のため房はあるが常住せず時々帰ってくる。

このように三世代三夫婦、親夫婦と二組の子夫婦と孫娘らの大家族であったCさんの家は、Cさんが家長として決定権をもっていた。

この十七世（C）さんは数年後死亡、カマド分割がおこなわれ、話し合いの結果農地は（C）さんと同居していた農業を営む二男がすべて相続し（他兄弟は放棄）、母はこれまでのおと二男と共に住み食べ、食費は他の兄弟全員が平等に負担した。

その後亡くなった十七世Cさんの妻も死亡、十八世C

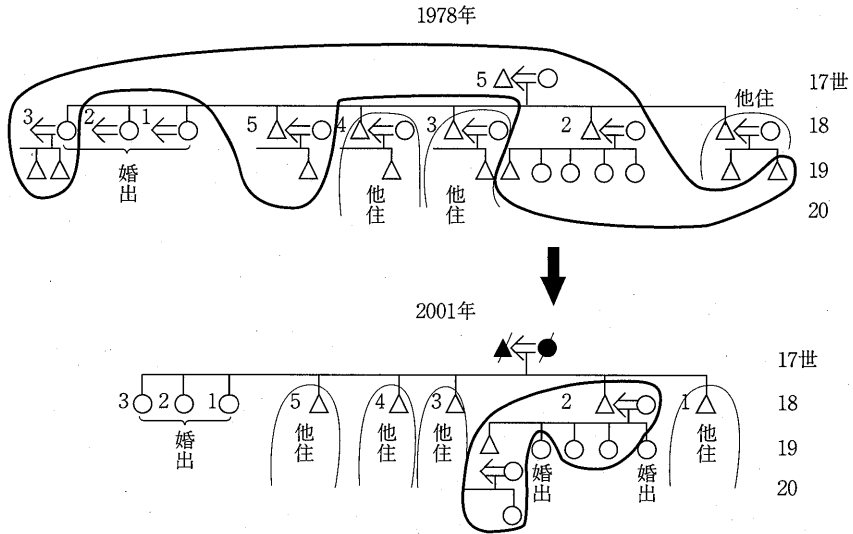


図5 T姓C世帯の変化

さん二男の世帯は、十八世（二男）夫婦と一組の子夫婦とその子（一人）、十八世夫婦の未婚の娘（二人）の直系家族七人となった。

事例2 図6 表2

一九七八年当時、R姓五兄弟は一男、三男、四男が同一家屋（コンクリート二階建）に、二男は近くの別屋に住み、五男は他所で商売を営んでいた。五人兄弟の父死亡によりカマド分けした結果である。カマド分けで重要なのは農地、家屋と中庭など屋敷地、母の扶養である。

長男 田八分地と中庭三分の一と家屋三分の一を相続。一年おきに母が同居、同食。一年おきに母が相続した田を耕作し、母の食費として三男に出す。（八分地は一甲歩（二九三四坪）の八割。約二四〇〇坪）

二男 田八分地相続。家屋は別の自己の田の中に建てた。この家の費用は、分財前に田（四分地分）を売りそれで建てた。毎年、母の田を耕作し、母の食費として一男或いは三男に出す。

三男 田八分地、家屋三分の一と中庭三分の一を相続。一年おきに母と同居同食。一年おきに母の田を耕し、一男に食費分として出す。

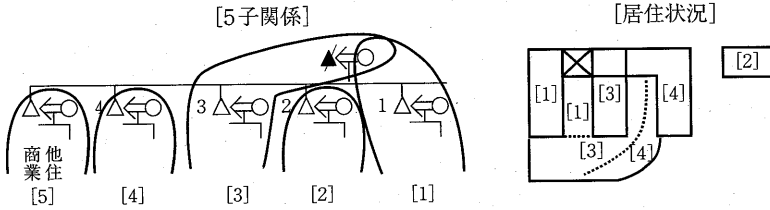


図6 R姓居住状況 1978年 4世帯 19名

表2 分財と扶養

子	[1]	[2]	[3]	[4]	[5]	母
田	8 (分地)	8	8	8	4	2
家屋	同屋	別屋	同屋	同屋	別屋	①と③ 一年ずつ
扶養	隔年母 同居 同食 耕作	母の田耕作 (母の食糧)	隔年母 同居 同食 耕作	母の田耕作 (母の食糧)	母の田耕作 (母の食糧)	

※母の田は子が交代で耕作。死亡後は5人で分ける。

四男 田八分地、中庭三分の一、家屋三分の一を相続し、毎年母の田を耕作し、母の食費として一男或いは三男に出す。

五男 田四分地相続。別の町に商店を出す。相続した田は四分地であるが、出店の費用は他兄弟も負担した。母の田を耕し、母の食費として一男或いは三男に出す。

母 田二分地を相続。耕作は五人の子が交代でおこなう。死亡後は、五人兄弟で分けることになっている。母が一男、三男の家に隔年で同居同食しているのは、住まいが近いこと、仲が良いからという。

漢族においては、子が親に対し孝をつくことが道徳の基本であり、そのため理想の家族は、息子たちが結婚後も親と共に住み、ひとつ屋根の下に親子兄弟仲良く生活する大家族の形態が「四世同堂」として語られる。A里でのカマド分けは、多くの家長が死亡後おこなわれることから、それまでの一時期は大家族の形をとることがみられるが、事例1のようにそれは或る期間一組の親夫婦と、二組の子夫婦とその子ら、及び婚出した娘とその子、未婚の娘らなどによる大家族であった。しかし実際には二組の子夫婦の中の一組は、遠方に住むサラリーマンで時々家に帰り、妻

(嫁)は家事は少し手伝うに過ぎない。家長死亡後の分割相続は、これは同時に房の独立、子世帯の分立で、これは事例二でも同様である。つまり大家族は家族形態の変化の中で必然的にたどる一つの形であり永続的な大家族の形態の存続としては稀なことであるといえよう。またここには長男優先相続はなくあくまで兄弟均分原則がある。

位牌と墓

家屋はカマド分けによって平等に均分されるが、中央にある正庁は分割されず共有の公的空間である。正庁の祭壇には、位牌や信仰する神々の像がおかれ、それぞれに香炉をすえて拝々するようになっていいる。位牌を祀るために一ヶ所の大きな祖堂に代々の位牌を安置することもあり、A里にはこのような大きな祖堂をもつ宗族は三ヶ所ある。T姓の場合はこのような祖堂はなく、来台以来の多くの人々の位牌は、少数の個々に祀る人のほかは、二ヶ所に分かれて祀られ、その一ヶ所がT姓Cさんの家屋の正庁である。一ヶ所に大きな祖堂をもちたいという考えもあるが実現していない。現在、一年に一度位牌の子孫が集まり拝々する。この時人々は個々に供物を持ちより、持ち帰り方式で、夫々が平等に祭祀を果たすという考えがある。位牌には祖先の靈魂がまつられていると考えられ、死んで肉体を離れた靈魂は様々の葬送儀礼を経て最終的にこの

世(陽間)にある正庁祭壇に安置される。漢族の靈魂観からすると人の靈的存在は複数あると考えられていて魂と魄、三魂七魄など様々云われている。位牌にまつられているのはその魂のほうなのだ。

一方、魄と関係するのは死者の肉体をまつる墓である。台湾の漢族は閩南人、客家人の何れも、ごく一部を除き一般に二重葬をおこなう。日本では沖繩でかつては一般であった洗首する葬法に似た方法である。棺に納めた死者を土葬し、数年たつて骨化するのを待ち、再び掘り出してきれいにしてカメに納め、これを最終的なあの世(陰間)の墓に納めるのである。吉葬とよばれ、この墓が祖先の魄を象徴する骨を納めるもので位牌に対する一方の祖先として子孫が拝々するのはこの墓である。この二次墓は死者にふさわしい良い風水の地に作られるため本来は一人一人別々の地に作られることになる。実際には夫婦単位が多かったがこのため墓は各所に散在し、交通不便の時代には特に墓参りが大変だった。また墓参りに際し、供物を墓の祖先と墓の土地神と二組用意しなければならぬことも負担だった。

現在では種々の理由から火葬がおこなわれるようになり、火葬した骨灰を墓に納めることになる。A里では火葬は少ない。

ところが数十年前からA里のある新竹県や隣の桃園県な

どで塔とよばれる巨大な墓が造られるようになり、祖先の骨ガメのすべてを一ヶ所に納める方法が盛行してきた。T 姓の場合でみると、一九六一年百個ほどの骨カメが納まる塔を造った。しかし三十年経って骨が入りきらないということで一九九二年更に大きな墓を新築した。約六百箇の骨ガメが納まるこの塔には当時家長の多くを占める十八世の人々が均等に費用を負担することによって、カメをおく場所の権利をもつことになった。費用を負担しない者はこの墓を使用する権利はない。この塔の新築によって十八世は勿論十九世までの骨は大体納められることになった。しかし、これでもすでに将来の不足がわかつている。現在二十一世まで生まれているのだ。沖縄の場合は三十三回忌をもとに骨は墓の奥の場所にカメから出して合葬しカミになるとしていて、永久に一人ずつのカメに入れて安置することはない。しかしA里では個々の祖先は永久に個性を示す存在である。

塔の中の金斗には、父系の男性らの骨とその配偶者である女性らの骨が一定の方式で納められていて、これが塔の中の、人々が祖先として拝々する陰祖ということなる。

漢族の社会は父系イデオロギーで組織されていることはよく知られている。人は骨を父から、肉や血を母からといふ「父骨母血肉」の觀念があり、父系の祖先を同じくする親族組織宗族は、つまり同一の父系の骨を共有する人々の

集まりということになる。葬送儀礼からすると死者の肉や血は腐って失せ、骨のみが残って拾いあげられ、金斗に納められる。金斗を祀る墓は、代々の父につながる骨であり、それこそが祖先の象徴ということになる。

ところが、父より骨をいただくものは、息子と娘の両方であるが、墓に娘の骨や、同姓の女性が祀られることはない。同姓不婚の原則から、同じ祖先の骨をいただく者同士結婚できない。また女性は必ず結婚して自分の集団から出て行き、他姓の夫の子を生み、その子は自らと異なる夫の骨の一族となり、女性はその子らによって祀られる。

一方男性は結婚して男子を得ることによって、将来祖先となり、骨の継承の永続性がはかられ安定する。子がない場合は父系の男性を養子にする道もある。

墓に納められている女性の金斗の骨はこのように共有する代々の父系の骨を得るために必要な他系より嫁入りした女性の骨である。金斗には女性の骨の出所を示す姓のみが書かれ、個性を示す名は一般に書かれない。これは位牌の場合も同様である。

このように女性は必ず結婚して他系の男性の墓に祀られる必要がある。死亡した未婚の女性のための位牌婚は、こうした女性の靈魂を安定させるためにおこなわれるので（しばしばこの種の靈魂は災いを及ぼすと考えられた）、位牌同士、或いは生きている男性が相手の場合もある。この

ような位牌婚はA里ではかつてはあったという事だったが、多くは第一次葬のまゝになるか、拾骨後、金斗を寺の塔にあずけ供養してもらう方法をとる。祖先として祀られることはない。

事例に示したようにカマド分けをうける権利は息子にあるが娘にはない。その代わり息子は親の扶養や祖先祭祀の義務をもつのであり娘にはこの義務はない。

A里で興味深く思ったことは養女の事例であった。Cさんの妻は養女であった女性で、Kさんの妻もやはり養女にやられた女性であった。養女にする目的の多くは、将来息子の妻にするためで、幼児の養女は、謝礼も安く、成長して家の役にも立つ。息子の妻にする時、妻方に払う金額も少なくてすむ。しかし、息子と一緒に育った養女が必ずしも息子の妻にならない場合も多く、別の夫を求めて婚出することも多かった。養女は現在の例としては余り聞かないが、CさんやKさんの時代にはかなりあり、娘としての女性の側面をものがたる。

このようにA里の調査を通して様々な興味深い問題を追求する幸運にめぐまれ、日本本土や沖縄と比較し、同時に年月を経過することによって問題を解決したり、新たな問題を展開させたりしてきたことを感慨深く思っている。

(うゑまつ あかし・文化人類学・民俗学)